

平成20年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

平成20年10月29日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年10月29日(水)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第62号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の  
議決について

日程第 3 議案第63号 工事請負契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工  
事)

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程追加 陳情第 4号 新規採石業開設の反対を求める陳情

出席議員(15名)

1番 神保美也 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 三鬼孝之 議員	4番 田中 勲 議員
5番 真井紀夫 議員	7番 三鬼和昭 議員
8番 高村泰徳 議員	9番 與谷公孝 議員
10番 端無徹也 議員	11番 濱中佳芳子 議員
12番 北村道生 議員	13番 村田幸隆 議員
14番 濱口文生 議員	15番 中垣克朗 議員
16番 南 靖久 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長兼防災危機管理室長	川 口 明 則 君

税 務 課 長	世 古 正 太 郎 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	平 山 眞 君
環 境 課 長	楠 文 治 君
環 境 課 長 補 佐	和 田 恭 典 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	山 下 恭 徳 君
建 設 課 長	北 村 都 志 雄 君
新 産 業 創 造 課 長	奥 村 英 仁 君
水 産 農 林 課 長	岩 出 育 雄 君
水 道 部 長	川 端 直 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	大 倉 良 繁 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	大 川 一 文 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	世 古 讓 治 君
教 育 委 員 長	北 澤 雅 臣 君
教 育 長	田 中 稔 昭 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	吉 澤 壽 朗 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	三 木 正 尚 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監	玉 津 勲 哉 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	山 本 和 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	内 山 雅 善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹 平 專 作

〔開会 午後 1時43分〕

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」及び日程第3、議案第63号「工事請負契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、13番、村田幸隆委員長。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 総務産業常任委員会に付託になりました、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」及び議案第63号「工事請負契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）」の2議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

今回、付託をされました議案につきましては、昨日午前10時40分より審査を行ってまいりましたが、審査時間が長引くと同時に、市長の体調不良もございまして、昨日と本日午前10時から2日間にわたり、市長及び関係課長等の出席を求め詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第63号「工事請負契約について」につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」は可否同数のため、委員長裁決により原案を否決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。よろしくご審議たまわりますようお願い

いを申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

次に、お手元に配付のとおり、議案第62号、平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）に対して、真井紀夫議員ほか2名から修正の動議が出されました。

この際、提出者の説明を求めます。5番、真井紀夫議員。

（「質疑は」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） いや、これをやっていただいた後に一括してやっていただきます。

5番（真井紀夫議員） 壇上へ行ってもよろしいですか。

議長（與谷公孝議員） どうぞ。

〔5番（真井紀夫議員）登壇〕

5番（真井紀夫議員） お手元の資料をご参照いただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第62号、平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）に対しまして、田中勲議員、濱口文生議員とともに修正案を提出いたしましたので、代表して修正案の説明を申し上げます。

議員各位のご審議をいただきたいと思います。と存じます。

まず、最初に申し上げますが、今回の補正予算の中の総務費について、45万1,000円については、新たな裁判訴訟に関して相手方の紀州鉄工より尾鷲市長、奥田尚佳を訴えるとしてきておりますが、市長奥田氏としては個人的な意見で、市長自身思っている個人的な事件だと、市長自身が思っているが、相手の言い分に従って受けて立つ。訴訟費用として市の方で負担をしてほしいということでありました。奥田氏個人としては負担する気はないということでありました。どれだけ月日が必要かわからないが、その裁判の結果が出たら、市に迷惑をかけないように弁済をするという答弁であり、私ども委員としてはその約束をどのように担保するのかと尋ねましたが、市政推進で努力をし、それ以上の経費を浮かしていく所存だという返事でありました。この予算をもし認めたとしても、それでは市民に対して説明も理解もいただけないのではないかという私たちの意見に対して、具体的にできるだけ市に迷惑をかけないように何らかの対応、例えば市長給料をカットするとか、具体的な約束で担保する気がないのかと、そんな意見を尋ねましたが、それに対して市長側からははっきりとした返事はありませんでした。

もともと奥田市長が議員時代に発言した言動が問われている事件であり、裁判所にその旨を申し立てることが先決であるという意見に対しても、これといった返事はありませんでした。ただ、個人的に頼んでいた弁護士の意見だけで、尾鷲市には顧問弁護士もいるが、その意見も全くなかったような次第であります。本来、尾鷲市の案件とするなら、この種の事件を説明するに当たって、市の顧問弁護士の意見があってしかるべきだと判断をいたしております。それでないと、市民に理解を求められないという判断の上に立って、今回修正動議を出したというような次第でございます。

この補正予算修正案につきましては、別紙の歳入、第17款繰入金、第1項基金繰入金のうち45万1,000円を減額し、補正額を685万6,000円とするものであります。内訳といたしましては、10ページをごらんください。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、第1節財政調整基金繰入金のうち45万1,000円を減額するものであります。

次に歳出ですが、第2款総務費、第1項総務管理費45万1,000円を全額減額するものであります。内訳といたしましては、12ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、細目4総務一般管理費の報償費45万1,000円を全額減額するものであります。

以上、修正案の説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご賛同くださるよう、お願いを申し上げます。

議長（與谷公孝議員） これより、総務産業常任委員長の報告及び議案第62号平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議案修正動議に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

13番、村田幸隆議員。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 今、真井議員から修正案の動議と出されましたけれども、私は原案について反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算には議案第62号、平成20年度尾鷲市一般会計補正予算

(第4号)の中で総務費、土木費、災害復旧費として3つの予算が補正予算が上げられたわけであります。土木費の150万円、そして災害復旧費の2,741万1,000円、これについては災害を受け、一刻も早く復旧をしなければいけませんから当然のことでありますし、私もこの予算については何ら問題はありません。

しかし、総務費の45万1,000円であります。今、修正動議の中で説明がございましたけれども、この45万1,000円ということにつきましては、奥田市長が議員当時に発言をされ、このことに端を発し今回の訴訟問題となってきておるものであります。現在は市が告訴をされておるということで、当然、市としては受けて立たなければいけないということは私も重々承知でありますけれども、この裁判費用の45万1,000円を、今、尾鷲市から予算化をして拠出をする、このことについて私は疑義を生じておるのであります。この問題につきましては総務産業常任委員会でのいろいろな議論があり、やりとりをしました。しかし、奥田市長は、結審になったその後で尾鷲市に不利益をもたらすようであれば、私が責任を持ってその費用弁償には当たっていく。しかし、現在は費用弁償するということは全く考えていない、こういう考えでありました。しかも、その考えは自分がこの裁判に絶対勝つんだという奥田市長のお気持ちはよくわかりますけれども、それを前提に答弁をされて、そのことに終始されておったように私は受け止めております。当然、今現在、尾鷲市は財政が非常に逼迫してきておる。その中で、たかが45万1,000円といえども、市の金を使うわけですから、それについてやはり市の最高権者である奥田市長としては、何らかの対処、対応を考えなくてはならないわけであります。結審をされてから市に不利益をもたらすようであれば、私が責任を持って対応します、こういうことだけで審議をしようとする奥田市長のこの態度には私は全く理解ができません。先ほどの修正動議の説明にもありましたけれども、やはり市長は給料をもらっておるのでありますから、給料のその減額ということもやはり自ら考えて提案をするべきではないかと私は思っておるのであります。もちろん、議員の方からも、私からも、そのことは何回となくあなたに申し上げた、市長に申し上げたわけでありますけれども、市長は頑としてこのことを聞き入れず、審議は終わって結審した後に、私は対応したい、これに終始されたわけであります。今現在、45万1,000円がこの議会で承認をされれば、可決をされれば、即予算化をされるわけであります。いわば、市が裁判費用の立てかえであります。言いかえれば、奥田市長の発言のも

とに起こったこの裁判の費用を尾鷲市が45万1,000円立てかえる。こういう道理に合わないようなやり方というのは、私は到底認めるわけにはいきません。

そこで、先ほど来から申し上げておりますように、災害復旧費、土木費、これについては何ら問題もありませんけれども、この総務費の裁判費用の45万1,000円、これが奥田市長の口から早急に、あるいは近々に自分の給与も含めて検討してまいる、せめてそのぐらいの市長の取り組み姿勢が示されれば、私もこの予算案を認めるつもりでございましたけれども、それを全く否定して、全く今はそういう気持ちはないんだというようなそういう態度でこの審議に挑んでこられましたから、私は45万1,000円という予算は到底認めることができない。よって、甚だ私は複雑な思いでありますし、甚だ心苦しい気がいたしますが、この際一括計上されておる土木費、災害復旧費も含めた議案第62号の平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)について反対をいたします。

議長(與谷公孝議員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

まず、本議案に対する真井紀夫議員ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(與谷公孝議員) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

したがって、原案について採決いたします。

日程第2、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(與谷公孝議員) 起立多数であります。

よって、日程第2、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第63号「工事請負契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第63号「工事請負契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、陳情第4号「新規採石業開設の反対を求める陳情について」を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。

ただいま議題となりました陳情第4号「新規採石業開設の反対を求める陳情について」は総務産業常任委員会に付託して、ご審査願っておりますので、その経過、及び結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、13番、村田幸隆委員長。

[13番(村田幸隆議員)登壇]

13番(村田幸隆議員) 私ども総務産業常任委員会に付託をされました、陳情第4号、新規採石業開設の反対を求める陳情につきましては、昨日3時より参考人として関係する業者の方を招致し、説明を受けました。またその後、提出者である賀田区の方にも出席をいただき、双方から詳細なる説明を聞いた上で、委員会において慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しましたのでここにご報告を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(與谷公孝議員) 委員長の報告は以上のとおりであります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。



これより採否の決定を行います。

陳情第4号「新規採石業開設の反対を求める陳情について」の常任委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、陳情第4号「新規採石業開設の反対を求める陳情について」は採択と決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) 議員の皆様、長時間、大変お疲れさまでございました。

今回提案させていただきました議案第62号、一般会計補正予算(第4号)及び第63号、工事請負契約につきまして、ご承認どうもありがとうございました。

特に補正予算の総務費報償費につきましていろいろ議論がありましたけども、本当にありがとうございました。今後執行に当たりまして、皆様方からご指摘いただきました点等、十分心してまいりたいと存じますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

議長(與谷公孝議員) 2日間、まことにご苦労さまでした。

これをもって平成20年第3回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時06分]